

第 4 回 京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会 議事要旨

令和 7 年 2 月 5 日

開催日時	令和 7 年 1 月 27 日（月）午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分（150 分間）
場 所	京都労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 出席 3 名 欠席 0 名 家内労働者代表委員 出席 2 名 欠席 1 名 委託者代表委員 出席 3 名 欠席 0 名
主要議題	1 第 3 回京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会での意見確認 2 資料説明 3 京都府丹後地区絹織物業最低工賃の枠組みの決定について
議事要旨・議事録 本会議は < 公開 ・非公開 > 1 部会長から第 3 回最低工賃専門部会(以下、「第 3 回部会」という)での委員意見、進行内容等のまとめが述べられ、最低工賃の枠組みについては、現行の枠組みで金額審議に入ることとなった旨、表明された。 2 西陣織工業組合推薦の委託者側委員(以下、「西工委託者委員」という)から西陣織工業組合の意見として第 3 回部会での現行の枠組みで金額審議に入ることにについて再考を希望する旨の意見が述べられるとともに別の枠組みを検討中であり、早期にまとめて西工の意見書として提出する意向が示された。 また、併せて、丹後織物業工業組合推薦の家内労働者側委員(以下、「丹工家内労働者委員」という)に対し、西工の意見書に対する丹工の意見を書面で最低工賃専門部会前に西工に提示してもらいたい、との要望が出された。 3 丹工家内労働者委員から家内労働者の労働条件の向上、生活の安定を図るとの家内労働法の趣旨を尊重した改正が前提であり、仮に新たな枠組みを検討する場合も現行の最低工賃額が下限であることとの意向が示された。 4 最低工賃の前回改正時点から直近までの消費者物価指数の変化、製造業の労働者賃金の変化を示した提出資料について事務局から説明。 5 部会長から新たな枠組みを設定する場合、一部であっても現行の最低工賃の金額が実質的に切り下げとなることのない金額の設定が必要である旨説明された。 6 専門部会を一旦、休会し、家内労働者側、委託者側との区分を離れ、丹工家内労働者委員および丹工委託者委員、西工委託者委員の丹工側、西工側の区分けで公益委員と個別に意見交換。 (次葉に続く)	

- 7 専門部会を再開し、部会長から、西工から早急に最低工賃の新たな枠組みについての意見書を事務局に提出すること、事務局で内容確認の後、丹工、公益の各委員に伝達し、丹工において当該意見書を検討のうえ、次回最低工賃専門部会において前向きな議論がなされるよう丹工、西工共に努めること、事務局が積極的調整を行うこととのまとめが述べられ、異議なく了承された。
- 8 第5回専門部会3月10日開催を確認。

以上